

# 8 参考資料

### 8-1 移動目的別等の自転車ネットワークの選定

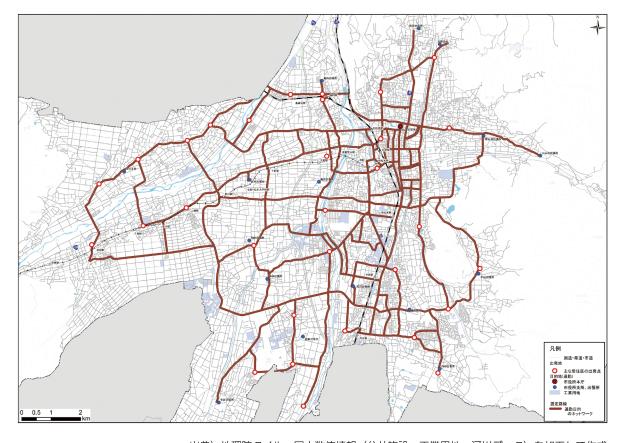
6章で示した自転車ネットワーク路線を選定するに当たっては、移動目的別のネットワーク 等を踏まえて検討しました。以下に、選定の際に考慮した移動目的別のネットワーク等を示し ます。

#### (1) 日常移動のためのネットワーク路線の選定

日常移動のためのネットワーク路線は、通勤・通学・買い物目的の移動のためのネットワークを踏まえて選定しました。

#### 1) 通勤目的のネットワーク路線

通勤目的のネットワーク路線以下に示します。



出典)地理院タイル、国土数値情報(公共施設、工業用地、河川データ)を加工して作成

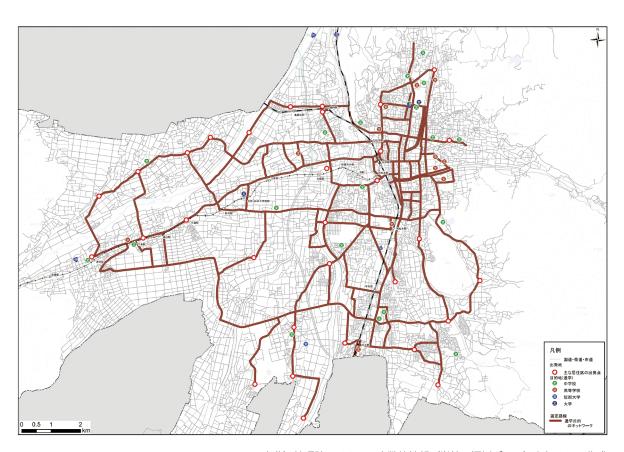






# 2) 通学目的のネットワークの選定

通学目的のネットワーク路線を以下に示します。



出典)地理院タイル、国土数値情報(学校、河川データ)を加工して作成

図 8-2 通学目的のネットワーク路線

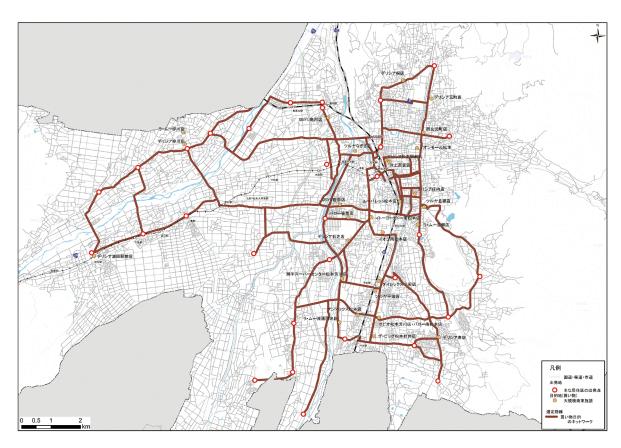






# 3) 買い物目的のネットワークの選定

買い物目的のネットワーク路線を以下に示します。



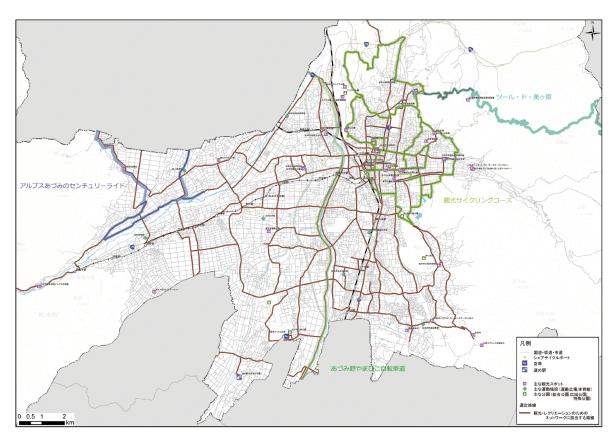
出典) 地理院タイル、国土数値情報 (河川データ) を加工して作成

図 8-3 買い物目的のネットワーク路線



# (1) 観光・レクリエーションのためのネットワーク路線

市民や観光客の運動やレクリエーション、観光のためのネットワーク路線を以下に示します。



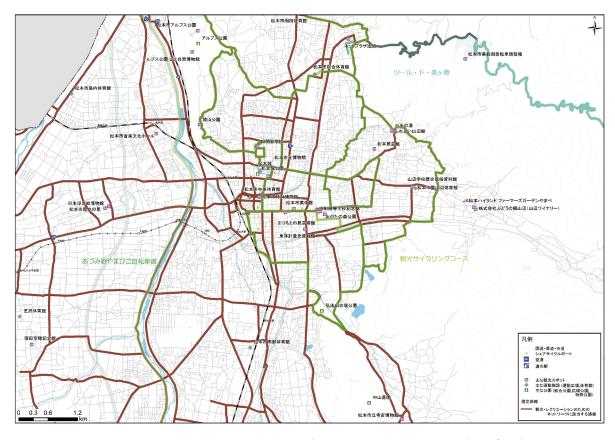
出典) 地理院タイル、国土数値情報 (河川データ) を加工して作成

図 8-4 観光・レクリエーションためのネットワーク路線(市中心部)







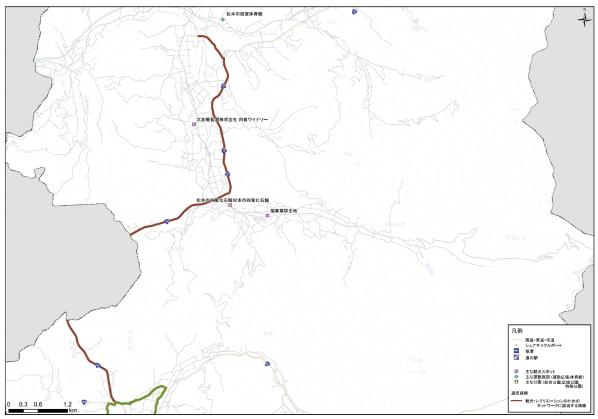


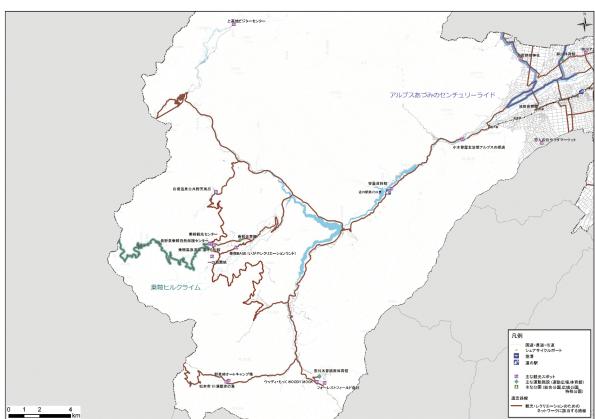
出典) 地理院タイル、国土数値情報 (河川データ) を加工して作成

図 8-5 観光・レクリエーションためのネットワーク路線(拡大図)









出典) 地理院タイル、国土数値情報 (河川データ) を加工して作成

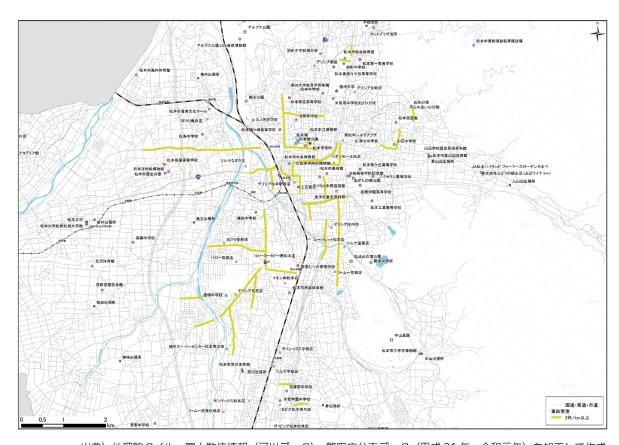
図 8-6 観光・レクリエーションためのネットワーク路線 (上:四賀地区、下:安曇・奈川地区)



### (3) その他選定にあたり留意する路線

#### 1) 依然として高いクルマ利用率

平成30(2018)年12月初旬から令和元(2019)年12月末までの自転車関連事故発生箇所を踏まえて、自転車関連事故が複数件(2件/km以上)発生している路線を自転車関連事故発生件数が多い路線として設定し、日常移動及び観光・レクリエーションのためのネットワーク路線を選定する際に留意しました。



出典)地理院タイル、国土数値情報(河川データ)、警察庁公表データ(平成 31 年・令和元年)を加工して作成

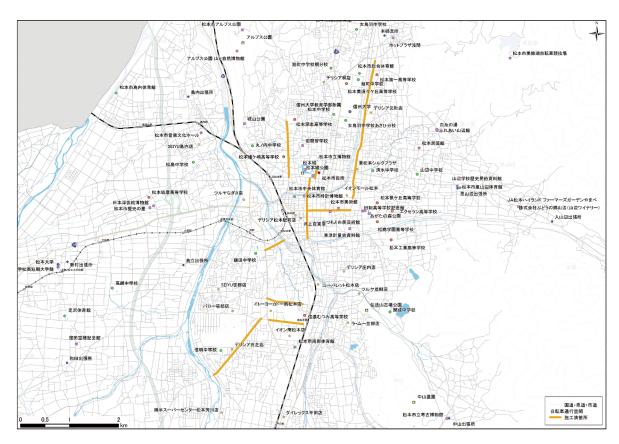
図 8-7 自転車関連事故発生件数が多い路線





#### 2) 自転車通行空間の整備済み路線

日常移動及び観光・レクリエーションのためのネットワーク路線を選定する際には、令和元(2019)年までに自転車通行空間が整備された路線との連続性等に留意しました。



出典) 地理院タイル、国土数値情報 (河川データ)、松本市資料を加工して作成

図 8-8 自転車通行空間の整備済み路線







## 8-2 整備形態の設定

### (1) 整備形態の設定の考え方

#### 1)整備形態の種類

国のガイドラインでは、車道での整備形態が基本とされており、車道の整備をする場合の自転車通行空間の整備形態として以下の3種類が示されています。

整備形態	定義	整備イメージ
①自転車道	専ら自転車の一般交通の用に 供するために、縁石線または その他これに類する工作物に より区画して設けられる道路 (道路構造令:第2条第1項 第2号)	幅員2.0m以上 (やむを得ない場合 1.5m以上) 歩道 自転車道
②自転車 専用通行帯	車両通行帯の設けられた道路 において、自転車が通行しな ければならない車両通行帯と して指定された車両通行帯 (道路交通法:第20条第2項)	福員1.5m以上  自転車専用通行帯  車道
③自転車と自 動車を混在 通行とする 道路 (車道混在)	規定なし (自転車が通行すべき「車道 の左側端」を路面表示等によ り明示した部分)	

出典)国土交通省「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成28年7月改定)」を基に作成

図 8-9 自転車通行空間の整備形態







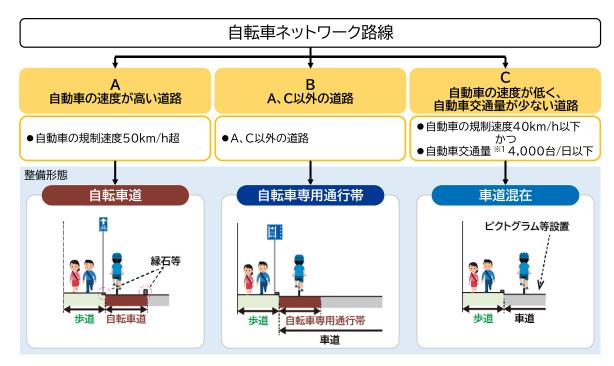
#### 2) 整備形態の選定フロー

① 完成形態と暫定形態

国のガイドラインでは、自動車交通量と規制速度による交通状況を踏まえた整備形態を「完成形態」と位置づけています。

ただし、以下の2つのパターン双方に該当する場合は、車道通行を基本とした「暫定形態」(完成形態が自転車道の場合は自転車専用通行帯又は車道混在、完成形態が自転車専用通行帯の場合は車道混在)により車道上への自転車通行空間の整備を行うことも認められています。

- ●道路幅員構成等の制約により完成形態による通行空間整備が当面困難な場合
- ●自転車利用者の安全性を速やかに向上させなければならない場合
- ② 国のガイドラインによる整備形態の選定の考え方 国のガイドラインで示されている自転車通行空間の整備形態の選定の考え方は、以下に示すとおりです。



※ 1 市道については、実際の交通量データがないことから、計画交通量(第4種1級道路:10,000台/日以上、第4種2級道路:4,000台/日以上10,000台/日未満)を参照

出典)国土交通省「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成28年7月改定)」を基に作成

図 8-10 国のガイドラインによる整備形態(完成形態)の選定の考え方





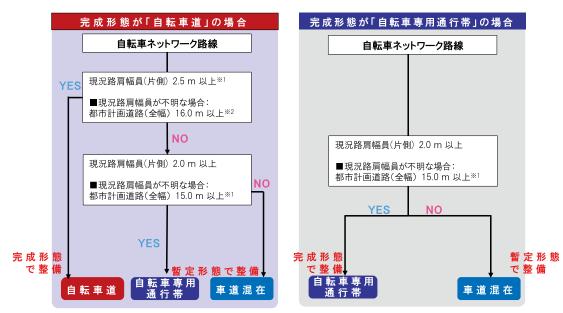
目 次



#### 完成形態・暫定形態選定の考え方

②で選定した整備形態について、国のガイドラインを踏まえて、現有幅員に基づく以下 のフローにより「暫定形態」の採用について確認します。

なお、完成形態の整備が当面困難であり、かつ現に車道を通行している、もしくは今後、 車道通行に転換する可能性のある自転車利用者の安全性を速やかに向上させなければなら ない場合には、車道通行を基本とした暫定形態とすることにより、早期に自転車通行空間 の安全性の向上を図るものとします。



- ※1: 白転車道(2.0m以上)または白転車専用通行帯(1.5m以上)に、最低限0.5m以上の路肩を設置することを想定して設定。
- ※2: 道路台帳に現況幅員等の記載のない都市計画道路(例:新設予定の未供用路線)は、路肩幅員等のデータが整理されていないため、自転車道等の整 備に必要と想定される全幅を下記のとおり設定し、整備形態を判断。
  - 必要と想定される全幅=①車道幅員++②自転車通行空間の幅員+③路肩幅員+④歩道幅員
  - ①車道幅員:車線幅員は3.0m以上を想定し、双方向通行道路(2車線)に必要とされる車道部幅員(3.0m×2車線=6.0m)を設定
  - ②自転車通行空間の幅員: 自転車道の要件(2m×両側=4m)または自転車専用通行帯の要件(1.5m×両側=3m)と設定

  - ③路屑幅員・最低限0.5m×両側=1.0m以上の路屑を設置することを想定して設定。 ④歩道幅員:歩行者のすれ違い等を考慮して片側2m、また、路上施設等の設置を想定して最低限0.5mの幅員を確保することを想定して、2.5m×両側=<mark>5.0m</mark>と設定

出典) 国土交通省「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成28年7月改定) を基に作成

図 8-11 完成形態・暫定形態の選定フロー





#### (2) 整備形態別の自転車通行空間の設計

#### 1) 自転車道

#### ① 設計の考え方

自転車道は、縁石線等の工作物で車道と物理的に分離させた自転車通行空間の整備 形態です。「国のガイドライン」を踏まえ、設計の考え方を以下に示します。

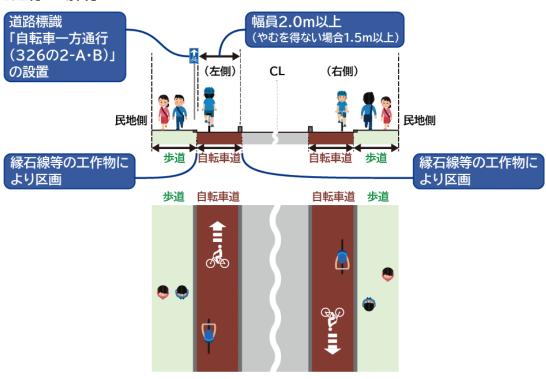
表 8-1 自転車道の設計の考え方

項目	設計の考え方
通行方法	一方通行を基本とする
分離工作物等	視認性に配慮し、車道から高さ 15cm 以上の縁石を設置
幅員	2.0 m以上とする(やむを得ない場合は 1.5 m)
道路標示・路面標示	自転車ピクトグラムと進行方向を示す矢印を設置する

#### ② デザイン・寸法

自転車道の設計の考え方に基づき、自転車ピクトグラムと進行方向を示す矢印を路 面標示として設置し、幅員は 2.0 m以上を基本とする。

#### 【一方通行の場合】



出典)国土交通省「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成28年7月改定)」を基に作成

図 8-12 自転車道のデザイン・寸法

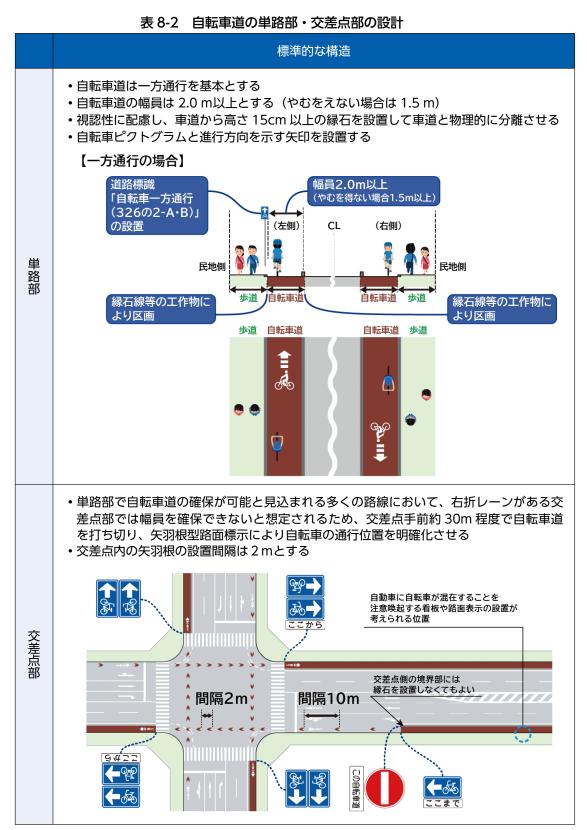


目次



## ③ 単路部・交差点部の設計

自転車道の単路部·交差点部における標準的な構造は、「国のガイドライン」を踏まえ、 以下のとおりとします。









#### 2) 自転車専用通行帯

#### ① 設計の考え方

自転車専用通行帯は、道路標示や帯状の路面表示により自転車の通行帯を視覚的に分離する自転車通行空間の整備形態です。「国のガイドライン」や、松本市における自転車通行空間の整備に関する松本市訓令を踏まえ、設計の考え方を以下に示します。

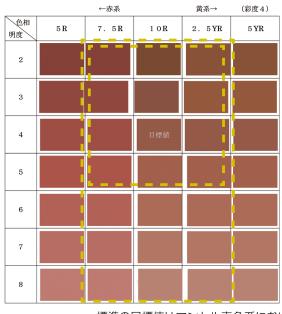
表 8-3 自転車専用通行帯の設計の考え方

項目	設計の考え方	
通行方法	一方通行を基本とする	
幅員	1.5 m以上とする(やむを得ない場合は 1.0 m)	
道路標示・路面標示	<ul><li>・帯状の路面標示(幅全てを塗装)</li><li>・「自転車専用」の文字および自転車ピクトグラムを設置</li></ul>	

#### ② デザイン・寸法

自転車専用通行帯の帯状路面標示の色彩は、落ち着いた配色であり、景観に配慮しながら一定の視認性が確保できるためベンガラ色を基本とします。幅員は 1.5m 以上を基本とします。

自転車通行空間の配色目標 (マンセル表色系)







- 標準の目標値はマンセル表色系において、1 OR 4/4とする。なお、許容値は色相7.  $5R\sim2$ . 5YR、明度  $2\sim5$ 、彩度  $3\sim5$ とする。
- ・塗装面の明度が、半たわみ舗装など密粒アスファルトの標準色から大きくかけ離れている場合 等は、上記に加え、明度を8まで許容し、明度差が開きすぎないよう配慮することとする。

図 8-13 自転車通行空間の配色目標と整備見本

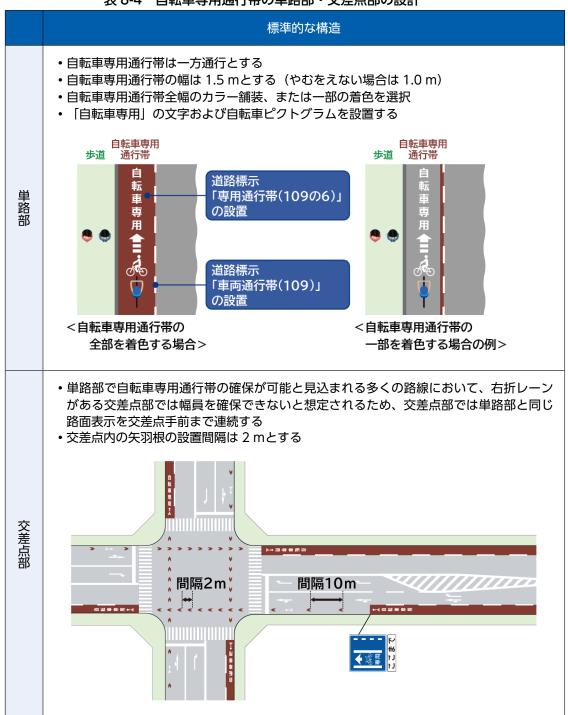




# ③ 単路部・交差点部の設計

自転車専用通行帯の単路部・交差点部における標準的な構造は、「国のガイドライン」 を踏まえ、以下のとおりとします。

表 8-4 自転車専用通行帯の単路部・交差点部の設計



出典) 国土交通省「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン (平成28年7月改定)」を基に作成







#### 3) 車道混在

#### ① 設計の考え方

車道混在は、車道内における自転車の通行位置を示し、自動車に自転車が車道内で混 在することを注意喚起するための矢羽根型路面表示及び自転車のピクトグラムを設置す る白転車通行空間の整備形態です。

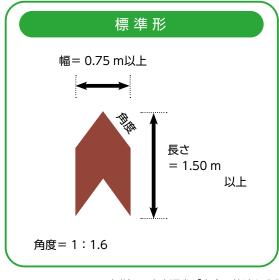
「国のガイドライン」を踏まえ、設計の考え方を以下に示します。

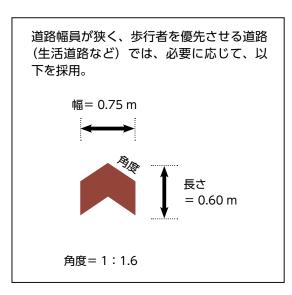
項目 設計の考え方 通行方法 一方通行を基本とする • 完成形態として整備する場合は、1.0m 以上の幅員を外側 線の外側に確保 幅員 • 矢羽根型路面表示で示す舗装部分の幅員は、側溝の蓋部分 を除いて 1.0m 以上確保 • 矢羽根型路面表示の標準の仕様は、幅 0.75m 以上、長さ 1.50m 以上、角度 1:1.6 を基本とする 道路標示・路面標示 • 矢羽根および自転車のピクトグラムの設置間隔は 10m を 標準とする

表 8-5 自転車専用通行帯の設計の考え方

#### ② デザイン・寸法

松本市における自転車通行空間の整備に関する松本市訓令を踏まえ、矢羽根型路面標 示の色彩は、自転車専用通行帯と同様、ベンガラ色を基本とします。矢羽根型路面表示 の標準の仕様は、国のガイドラインを踏まえ、幅 0.75m 以上、長さ 1.50m 以上、角 度 1:1.6 を基本とします。





出典)国土交通省「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成 28 年 7 月改定)」を基に作成

図 8-14 矢羽根型路面標示の標準仕様

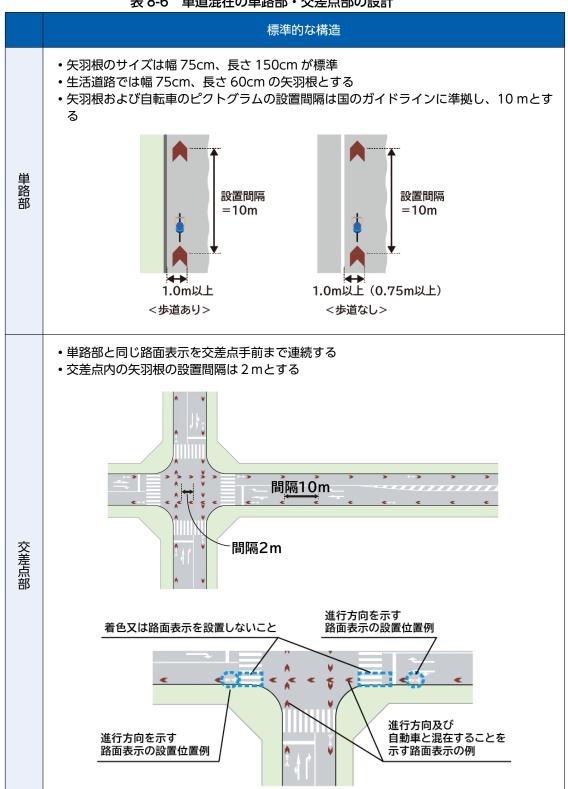




#### ③ 単路部・交差点部の設計

車道混在の単路部・交差点部における標準的な構造は、「国のガイドライン」を踏まえ、 以下のとおりとします。

表 8-6 車道混在の単路部・交差点部の設計



出典)国土交通省「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成28年7月改定)」を基に作成

